

○浦添市水道事業給水条例

昭和 45 年 5 月 14 日

条例第 55 条

(水道利用加入金)

第 25 条の 2 給水装置の新設又は改造(検針メーターの口径を増すときに限る。)の申込みをしようとする者は、次の表に掲げる区分に消費税等相当額を加えた額の水道利用加入金(以下「加入金」という。)を管理者に納付しなければならない。ただし、改造するときの加入金の額は、新口径に係る加入金の額と旧口径に係る加入金の額との差額とする。

検針メーター口径	加入金
13 ミリメートル	10,000 円
20 ミリメートル	29,000 円
25 ミリメートル	46,000 円
40 ミリメートル	141,000 円
50 ミリメートル	214,000 円
75 ミリメートル	520,000 円
100 ミリメートル	880,000 円
150 ミリメートル以上	1,936,000 円

2 加入金は、工事検査前に納付しなければならない。

3 既納の加入金は還付しない。ただし、工事の申込みの取消し、設計の変更等管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(平 29 条例 38・平 31 条例 9・一部改正)

(手数料)

第 26 条 手数料は、次の各号に定めるとおりとし、申込者から申込みの際、これを徴収する。

ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、申込み後、徴収することができる。

(1) 設計審査手数料

給水管の口径	単位	金額
13 ミリメートル	1 件につき	300 円
20 ミリメートル	1 件につき	500 円
25 ミリメートル	1 件につき	600 円
40 ミリメートル	1 件につき	1,200 円
50 ミリメートル	1 件につき	1,800 円
75 ミリメートル	1 件につき	4,000 円
100 ミリメートル	1 件につき	7,400 円
150 ミリメートル以上	1 件につき	10,600 円

(2) 工事検査手数料

給水管の口径	単位	金額
13 ミリメートル	1 件につき	1,200 円
20 ミリメートル	1 件につき	1,300 円
25 ミリメートル	1 件につき	1,700 円
40 ミリメートル	1 件につき	2,500 円
50 ミリメートル	1 件につき	3,200 円
75 ミリメートル	1 件につき	5,800 円
100 ミリメートル	1 件につき	9,900 円
150 ミリメートル以上	1 件につき	14,100 円

(3) 指定給水装置工事事業者登録手数料 1 件につき 11,000 円

(4) 指定給水装置工事事業者更新手数料 1 件につき 11,000 円

(5) 指定給水装置工事事業者証再発行手数料 1 件につき 1,000 円

(6) 第 29 条第 2 項の確認をするときは、第 2 号に規定する手数料に準ずる額

(令元条例 34・一部改正)